

表-7.1.4(2) 小型コウモリ類に係る環境保全措置（その2）

実施主体	事業者	
方法及び実施の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設機械の同時稼働台数の調整や専門家の意見を踏まえて工事を実施する。</li> <li>・出産・哺育の時期（5月～8月）及び冬期の休眠時期（12月～3月）は、騒音や振動によってねぐらの利用を妨げないような配慮が必要である。</li> <li>・A洞窟及びA洞窟最奥部の直上から半径40m以内での振動ローラと同等の振動を出す作業及び半径100mの範囲での大型ブレーカと同等の騒音・振動を出す作業を避ける必要がある。</li> <li>・D洞窟についても洞窟から半径40m以内での振動ローラと同等の振動を出す作業及び半径100m以内での大型ブレーカと同等の騒音・振動を出す作業を避ける必要がある。</li> </ul>	
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設作業機械の騒音及び振動は、振動ローラでは発生源から約40m、大型ブレーカでは約100m離れると、騒音・振動に伴う生息状況の変化はほとんどないものと予測されることから、騒音、振動による生息状況の変化は低減される。</li> </ul>	
当該措置を講じた後の環境の状況の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該措置を講じた後の環境の状況の変化はないものとする。</li> </ul>	
効果の不確実性の程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小型コウモリ類が建設作業騒音・振動に関する環境保全措置の効果に係る知見は不十分であるとする。</li> </ul>	
実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響はない。</li> </ul>	
代償措置	環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由	—
	損なわれ又は創出される環境に関し、位置並びに環境要素の種類及び内容	—